

平成25年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年2月20日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	2月20日 午前10時00分		
	閉 会	2月20日 午前10時35分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	上 間 悟	書 記	宇茂佐 和 代
	局長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学校教育課長	與那嶺 敏 秋		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成25年第1回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成25年2月20日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第1号	平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	報告第1号	専決処分の報告について	報 告
5	報告第2号	専決処分の報告について	報 告
6	報告第3号	専決処分の報告について	報 告
7	報告第4号	専決処分の報告について	報 告

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成25年第1回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 石川清友議員及び3番 内間利三議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第1号 平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

議案第1号

平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成25年2月20日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,724万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億9,823万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月20日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,216,093	21,505	2,237,598
	1 地方交付税	2,216,093	21,505	2,237,598
15 国庫支出金		485,994	27,644	513,638
	1 国庫負担金	225,159	28,800	253,959
	2 国庫補助金	258,341	△1,156	257,185
16 県支出金		1,161,809	14,400	1,176,209
	1 県負担金	144,684	14,400	159,084
19 繰入金		210,303	3,700	214,003
	1 繰入金	210,303	3,700	214,003
歳入合計		5,630,982	67,249	5,698,231

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		1,364,902	63,191	1,428,093
	1 社会福祉費	874,558	63,191	937,749
10 教育費		730,429	4,058	734,487
	1 教育総務費	92,980	4,180	97,160
	2 小学校費	120,248	△351	119,897
	4 幼稚園費	36,010	60	36,070
	5 社会教育費	245,157	169	245,326
歳出合計		5,630,982	67,249	5,698,231

6ページをお願いいたします。歳入、11款1項1目地方交付税、金額と説明を読み上げていきたいと思
います。普通交付税2,150万5,000円。

7ページ、1目民生費国庫負担金2,880万円。これは身体障害者福祉費負担金が増の主な要因でござい
ます。

8ページ、6目教育費国庫補助金、減の115万6,000円。これは理科備品振興費の減でござい
ます。

9ページ、1目民生費県負担金1,440万円、これは障害者福祉サービス費が主な要因となっております。

10ページ、1目繰入金370万円、これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金からの繰り入

れでございます。

11ページ、歳出、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、減の15万円。これはコミセンの電気料の減が主な要因でございます。12節役務費、これは組み替えとなっております。

4目身体障害者福祉費、減の10万円は身体障害者相談員の報酬の減となっております。11節、これは3万円、身障事務消耗品が増となっております。12節役務費の14万円は、障害福祉サービス費支払い手数料が増となっております。13節委託料7,000円、これは認定調査委託料の増となっております。20節扶助費、これは12ページの障害福祉サービス費が増の主な要因となっております。23節償還金、利子及び割引料196万4,000円の増は、障害者自立支援給付費国庫負担（補助）金の増となっております。

13ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、14節使用料及び賃借料はコピー機借上料の48万円の増となっております。19節負担金補助及び交付金370万円、古宇利小学校閉校記念式典、それから天底小学校創立125周年記念事業が増の要因となっております。

14ページ、1目学校管理費、11節需用費の74万4,000円は水道光熱費電気料の増が主な要因でございます。12節役務費、郵券料の増となっております。14節使用料及び賃借料、これはコピー機賃借料が増の主な要因でございます。18節備品購入費8万8,000円、これはワイヤレスマイクの購入費が増となっております。2目教育振興費、11節需用費の増は教師用消耗品費の増が主な要因でございます。18節備品購入費、減の148万1,000円、これは理科振興備品の減となっております。

15ページ、1目幼稚園管理費、12節役務費6万円、これは電話料の増となっております。

16ページをお願いいたします。3目文化財保護費、7節賃金、これは文化財臨時職員の50万円の増となっております。4目今帰仁城跡整備事業費、7節賃金の50万円の減は、保存管理計画賃金の減となっております。6目グスク交流センター等費、11節需用費4万5,000円、修繕費電灯タイマーの修繕費の増となっております。15節工事請負費12万4,000円、ブローア取替え工事が増の原因となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 これから歳入、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第1号 平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算。歳入歳出について質疑を行います。

10ページの歳入の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の370万円、それから歳出の13ページ、教育費の2目事務局費の19節負担金370万円、同じ金額であります。歳入と歳出の関係ですね。このふるさと応援基金は項目が6つほどあったと思います。今回の古宇利小学校及び天底小学校の説明の370万円はどの項目か、それぞれ同じだと思いますが、どの項目に該当して歳入歳出の帳じりがあるのか。それから説明の中の古宇利小学校閉校式典70万円、この内容の説明ですね。日時、それからどんなことをするのか、それから式典の規模、案内について詳細な説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時14分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

摘要項目については、条例の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例の第2条に規定する6項目の中の3項教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業ということで充当いたしております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 與那嶺敏秋君 ただいまのご質疑にお答えします。

古宇利小学校閉校記念式典としましては、古宇利区住民はもちろん同窓生、職員、郷友会、その他関係者含めて総勢何名になるかまではこちらではちょっと把握していないんですけれども、平成25年3月24日、日曜日に記念式典を行いまして、その後、会費制による懇親会というふうに式典を進めていく準備を進めています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時17分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 與那嶺敏秋君 漏れがあったようですので、お答えします。

70万円の使途として、主には式典の準備にかかる費用と石碑の建立費が主に入っています。あくまでもこれには懇親会の費用は入ってなくて、式典の準備と大きなものとしては石碑の建立費に50万円という予算を見えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再度、質疑を行います。総務課長の第3項は理解しております。教育に関する、いわば抽象的ではあるのですが、学校の開校、閉校は当然関係するだろうと思います。先ほどですね、学校教育課長の答弁にありましたが、案内の範囲も含めてですが、何かチャリティーも計画しているみたいですね。これはまた有志だけの問題かと思うんですが、総額70万円でどういうところまでできるかというところがちょっと把握できないんですが、ゴルフも計画して、それにも充てるものだろうと思っておりませんが、そのほうほどの程度把握しているか。

それから、3月24日の案内というのは、実はきょう全協の中でいただいたこの案内がありましたので、これも見えています。ただ、見渡したところ全員には来ていないものですから、議員全員は案内していないのではないかなど。ですから、案内の範囲というのはそのことです。私の出身、母校というか私の地区である湧川小学校も3年ほど前にありました。全員にはなかったんじゃないかなとは思いますが、湧川とは内容がちょっと内容が違うような気がして、今、中を見たら明治23年創校、いわゆる122年。天底小学校に匹敵するんですね。天底が125周年ですから、二、三年おそいのかなと思います。これだけの歴史のあるところが閉校するのに、案内の範囲がちょっと曖昧なところが気になるんですが、議員は全員ではないんじゃないかなと思っております。今の中ですね、ちょっと確認をしたいんですが、これはどのようになっているのか。私が見たところ、文教委員会は皆来ていますが、あとの委員会には封筒がないような感じなんでね、そのところがちょっと気になります。今の2点ですね。案内の範囲がどこまでいつている

のか、区長会も全部なのか、これはある意味では、これだけの歴史のある学校が閉校するのに、ごく委員会の一部でというのは、少し軽率じゃないかなと思いますので、そのことと予算のチャリティーゴルフのほうはまた別なのかですね、再度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 與那嶺敏秋君 ただいまのご質疑にお答えします。

案内の範囲というのはですね、古宇利の閉校準備委員会というのがありまして、その中の式典部が主に案内をやっています。そこから全部名簿をつかって発送していますので、ちょっとこちらでは漏れがあったのかどうかとか、そういった把握は今できてはいません。すべて閉校準備委員会に任せています。

それとチャリティーの件ですけれども、チャリティーで20万円の造成を見込むと。あと寄附金で古宇利住民等の寄附金を資金造成部が集めてですね、30万円。それと村の補助を合わせて式典にかかる記念事業式典にかかる収入支出は総額120万円で見積もって予算を立てております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 謝花 弘君 先ほど、案内はどの範囲なのかというふうなことで、今さっきの説明を聞きますと、議員の一部という、これはもう弁解にならないぐらい片手落ちです。当然、向こうの作業部会のほうに一任はするんですけれども、それ全体を掌握するのはやはり教育委員会が直接その管轄に当たりますので、これは関係者全て、あれだけの歴史を誇る古宇利小学校ですから、村を挙げてそのことについてかかわって盛大に式典を展開したいということです。ご指摘ありがとうございました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの教育長の答弁で理解しております。これは私も同感であります。本当に長い歴史が閉校するのに、やはり村を挙げてというのは当然だろうと思います。確かに今回の案内には閉校式記念準備委員会というのがあって、役場とは関係ないような文書ではあるんですが、当然、予算も伴うし、管轄は教育委員会であります。これは言うまでもなく教育長の名前があってもしかるべきだったんじゃないかなと思います。そういう点ではちゃんと詳細まで把握して、抜かりなくやっていただきたいと思います。並行してですね、これは閉校式典ではあるんですが、跡利用のほうもこれからあると思います。そのほうも一番関心なのは、多分、地元もそれから村も含めて、これから学校跡利用のことと、それから子どもたちのことが一番メインであります。それを中心に考えていかないといけないんじゃないかなと思います。ぜひですね、この案内書については議員全員、それから、あとほかの所も目配りをしてですね、多分、区長会もないんじゃないかなと思います。区長会長ぐらいですね。そのほうも、この閉校式典の中にもっと強くかかわりを深く持ってですね、学校跡利用も含めてぜひいい閉校式典にしていたければと思います。以上で終わります

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時25分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、再度、答弁をいたします。

先ほど、今帰仁村うるおいと安らぎの村づくり応援寄附条例の充当項目でございましたけれども、3項

だけ読み上げましたけれども、6項のその他目的達成のために村長が必要と認める事業と両方合わせて充
当いたしております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 平成24年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可
決されました。

日程第4. 「報告第1号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこ
れを報告します。

平成25年2月20日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処
分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区
議決された契約の金額	¥56,700,000
専決処分した契約の金額	¥ 1,228,500

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年2月8日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

工事請負変更契約については別添つけておりますので、お目通しください。

○ 議長 久田浩也君 日程第5. 「報告第2号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成25年2月20日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 3工区
議決された契約の金額	¥107, 100, 000
専決処分した契約の金額	¥ 1, 197, 000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年1月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

変更契約書をおつけしておりますので、お目通しください。

- 議長 久田浩也君 日程第6. 「報告第3号 専決処分の報告について」を議題といたします。
本件について提出者の報告を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成25年2月20日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 4工区
議決された契約の金額	¥84,525,000
専決処分した契約の金額	¥ 1,365,000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年1月10日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

工事請負変更契約書をおつけしておりますので、お目通しください。

- 議長 久田浩也君 日程第7. 「報告第4号 専決処分の報告について」を議題といたします。
本件について提出者の報告を求めます。総務課長。

- 総務課長 島袋隆則君

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成25年2月20日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設機械・電気計装設備工事 5工区
議決された契約の金額	¥77,175,000
専決処分した契約の金額	¥ 3,885,000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年1月23日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

工事請負変更契約書をおつけしておりますので、お目通しください。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

平成25年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時35分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 石 川 清 友

署名議員 内 間 利 三